

別添1

事務連絡  
令和2年2月25日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまでも建設業者団体あてに適切な対応を重ねてお願いしてきたところですが、このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明したことを受けて、別添のとおり、都道府県及び政令指定都市の主管部局長あてに通知等を行っていますので、参考までご連絡します。

作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、所要の措置を適切に講じていただくようお願いします。